

平成22年度
から

自動車税・自動車取得税の減免制度が変わります

愛知県では、身体障害者手帳等をお持ちの方が所有（取得）する自動車について、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から、平成22年度から減免制度を下記のように改正します。

なお、構造上専ら障害者のために利用される「車いす移動車」や「入浴車」については、従来どおり全額減免となります。

改正のポイント

○減免額に上限を設定します（平成22年度から）

身体障害者手帳等をお持ちの方が所有（取得）する自動車については、これまで自動車税・自動車取得税を全額減免してきましたが、減免額の上限を自動車税については年税額45,000円、自動車取得税については取得価額300万円に相当する税額までとし、上限額を超える場合には上限額との差額分を納付していただきます。

自動車税

○納付額の例（自家用乗用車の場合）

【総排気量】	【年税額】	【減免額(円)】	【納付額(円)】
1000cc 以下	29,500 円	29,500	} これまでどおり 全額減免
1000cc 超 1500cc 以下	34,500 円	34,500	
1500cc 超 2000cc 以下	39,500 円	39,500	
2000cc 超 2500cc 以下	45,000 円	45,000	
2500cc 超 3000cc 以下	51,000 円	45,000	6,000
3000cc 超 3500cc 以下	58,000 円	45,000	13,000
3500cc 超 4000cc 以下	66,500 円	45,000	21,500
4000cc 超 4500cc 以下	76,500 円	45,000	31,500
4500cc 超 6000cc 以下	88,000 円	45,000	43,000
6000cc 超	111,000 円	45,000	66,000

※グリーン化税制により重課対象となる自動車については、減免額の上限は49,500円になります。

(注) 自動車税のグリーン化税制

新車新規登録から13年を超えるガソリン車・LPG車及び11年を超えるディーゼル車は、通常の税率より概ね10%税率が重くなる制度となっています。

○新規登録をした場合の月割税額の減免上限額

自動車を新規登録した場合の当該年度の自動車税（登録の翌月から3月までの月割額）の減免上限額は、45,000円（グリーン化税制により重課対象となる自動車については49,500円）の月割額となります。

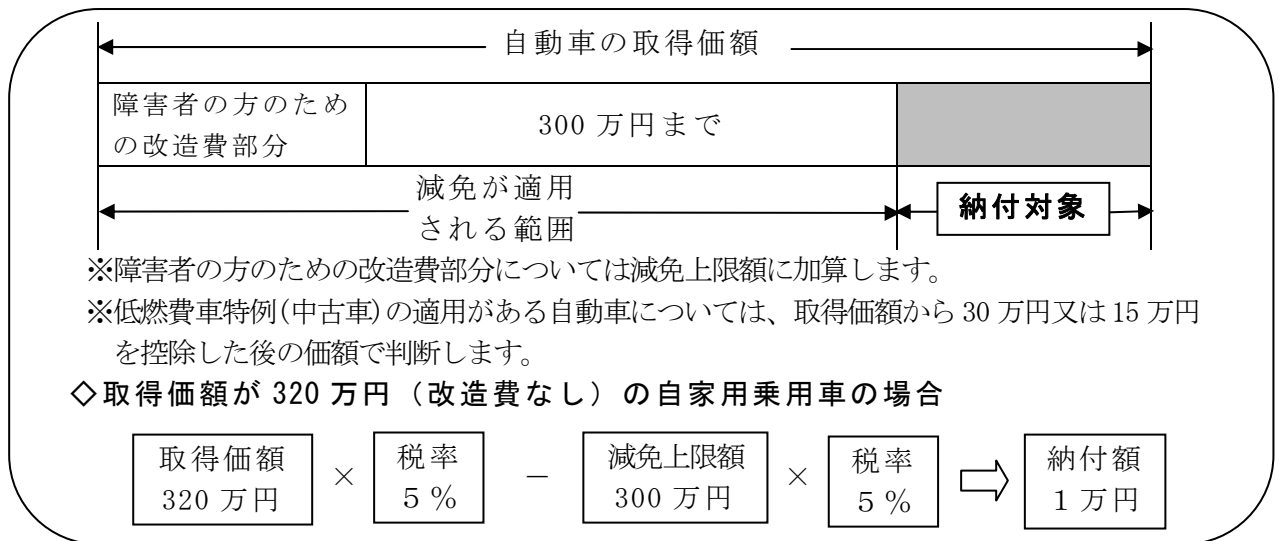
例えば、9月に新規登録した場合、45,000円の6か月分である22,500円が減免上限額となります。

◇総排気量2500cc超3000cc以下の自家用乗用車を9月に新規登録した場合

月割額 (6か月分) 25,500 円	－	減免額 22,500 円	⇒	納付額 3,000 円
---------------------------	---	-----------------	---	----------------

自動車取得税

○納付額の例



実施時期

- 自動車税・・・平成22年度課税分から
- 自動車取得税・・・平成22年4月1日取得分から

◎問い合わせ先

名称	電話	管轄区域
名古屋東部県税事務所	052-953-7847 (ダイヤル)	名古屋市千種区・東区・中区・名東区
名古屋北部県税事務所	052-531-6305 (ダイヤル)	名古屋市北区・西区・守山区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋西部県税事務所	052-362-3215 (ダイヤル)	名古屋市中村区・中川区・港区
名古屋南部県税事務所	052-682-8924 (ダイヤル)	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区、豊明市、日進市、愛知郡
東尾張県税事務所	0568-81-3139 (ダイヤル)	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡
西尾張県税事務所	0586-45-3170 (ダイヤル)	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、海部郡
知多県税事務所	0569-21-8111 (代表)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河県税事務所	0564-27-2712 (ダイヤル)	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幡豆郡、額田郡
豊田加茂県税事務所	0565-32-3381 (代表)	豊田市、西加茂郡
東三河県税事務所	0532-54-5111 (代表)	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡、宝飯郡
総務部税務課	052-954-6052 (ダイヤル)	—————

自動車取得税については、名古屋東部県税事務所資料管理課（052-953-7865）へお問い合わせください。